

## 大規模災害時に備えた学校教職員の派遣に関する意見書

大規模地震や台風・豪雨等の非常災害時において、被災地に派遣された教職員は、現地の学校において復旧支援に大きく貢献してきた。

この度の東日本大震災においても同様である。東京都においては宮城県と小中学校教員の派遣協定を結んでおり、江東区からも小学校教諭、養護教諭が派遣され、今後も活動する予定になっている。

教職員の派遣は、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について、国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面・人数面でのミスマッチや費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっている。

このような実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会では、文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備え、被災地に応援派遣する教職員を予め登録しておく仕組みづくりを要望しており、現在では、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員の派遣制度の構築を求める声が高まっている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、大規模災害時に被災自治体へ全国の自治体から適切に教職員を派遣するためには、制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、下記の事項について、速やかに実施するよう要望する。

### 記

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員等の情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る学校教職員の派遣制度を創設すること。
- 3 制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年10月20日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

} あて